

# 姫島村と国立大学法人大分大学との相互協力協定書

姫島村と国立大学法人大分大学とは、相互の発展をめざして幅広い分野で協力するために、ここに協定を締結する。

1. 両者は次の事項について協力する。
  - 1) 教育・文化・生涯学習及び人材育成における諸課題
  - 2) 生活環境の整備・保全における諸課題
  - 3) 医療・保健・福祉の向上における諸課題
  - 4) 産業振興等、産学官連携による地域振興における諸課題
  - 5) 情報化社会の構築における諸課題
  - 6) 行財政の効率化・適正化における諸課題
  - 7) 地域公共交通に関する諸課題
  - 8) その他必要と認められる行政施策立案に関する諸課題
  
2. 協力の形式及び協力による成果の利用方法等については、各々の課題に応じて両者間で協議する。なお、この協力協定が効果あるものとなるよう、定期的に協議の場を持って推進を図る。
  
3. 本協定は両者の代表が署名した日に発効し、以後3年間有効とする。ただし両者のいずれからも異議申し立てがない場合は、3年毎に自動的に更新されるものとする。
  
4. 本協定番は、2通作成し、いずれも正文とする。

平成20年3月27日

姫島村長

国立大学法人 大分大学長